

## 春日井市総合計画の概要について

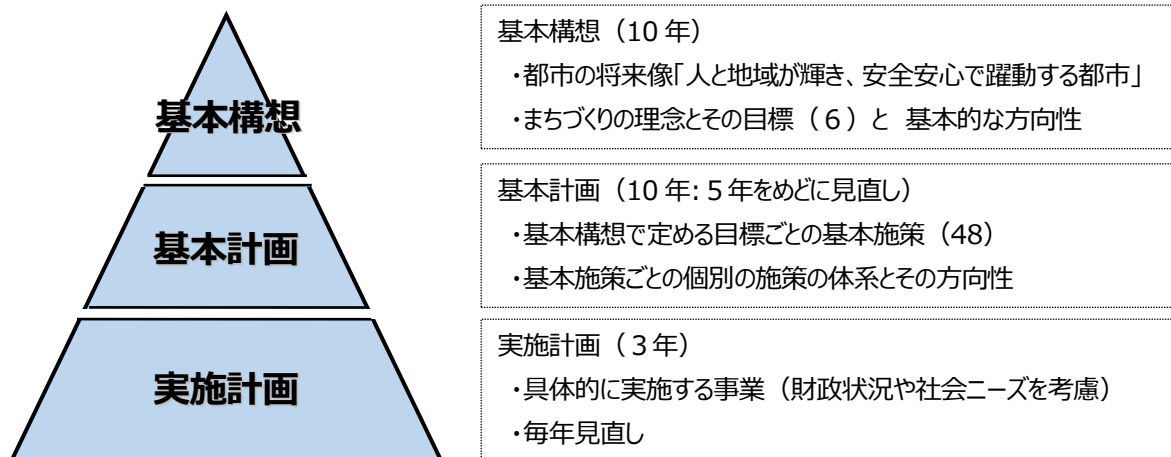
### I 現行の総合計画について

#### 1 総合計画の経緯

	基本構想の期間	基本計画の期間	将来の都市像
第一次	S50 - 21世紀	S52 - S60	文化を育て充実した生活をめざす春日井
第二次	S60 - 21世紀	S60 - H2	文化を育て充実した生活をめざす春日井
第三次	H3 - H22	H3 - H12	ゆとりある豊かな生活をきずく健康都市・春日井
第四次	H11 - H30	H11 - H20	健やかな暮らしに活力あふれるまち 春日井
第五次	H20 - H29	H20 - H29	人と地域が輝き、安全安心で躍動する都市

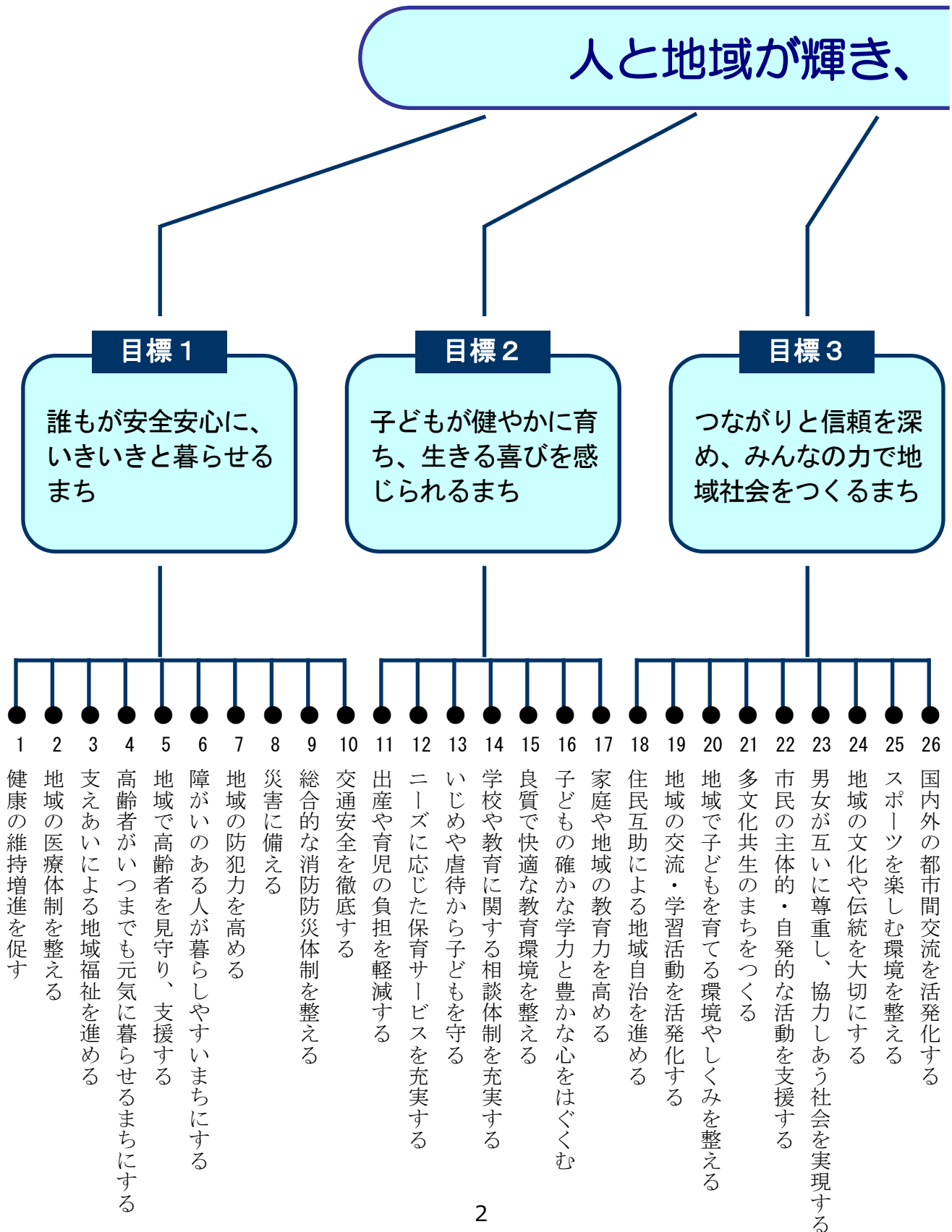
#### 2 総合計画のしくみ

現行の総合計画は、「基本構想」、「基本計画」、「実施計画」の3つで構成しています。



### 3 第五次総合計画について

平成20年に策定した第五次総合計画では、「人と地域が輝き、安全安心で躍動する都市」を将来像に、これまで進めてきた住宅都市としてのまちづくりに加えて、産業振興をまちづくりの方向性として示しました。



また、第五次総合計画の初年である平成20年を「協働元年」とし、計画の策定段階から、市民アンケート調査のほか地区懇談会や市民会議の開催など市民参加の機会を設けて、多くの市民の意見や提案を反映した計画としました。

## 安全安心で躍動する都市

### 目標4

にぎわいと活力に満ち、未来に輝くまち

- 27 駅周辺の拠点性を高める
- 28 交通の利便性を高める
- 29 住み続けたい高蔵寺ニュータウンにする
- 30 産業を育成する
- 31 働きやすいまちにする
- 32 元気な商店街をつくる
- 33 春日井らしい観光を創出する

### 目標5

快適で美しく、いつまでも住み続けたい循環型のまち

- 34 地球環境を保全する
- 35 公害をなくす
- 36 ごみを減らし資源を有効に活用する
- 37 自然を守り自然に親しむ
- 38 緑豊かな都市環境をつくる
- 39 計画的にまちづくりを進める
- 40 魅力ある住環境をつくる
- 41 身近な生活道路を整える
- 42 安定した給水と適正な下水処理を進める
- 43 きれいな環境を守る

### 目標6

効果的で効率的な自立した都市経営

- 44 市民と行政が協働してまちづくりを進める
- 45 多様な媒体を活用して情報を提供する
- 46 市民の目線でサービスを行う
- 47 個人情報を尊重し、市民の利益を守る
- 48 効果的で効率的な行財政運営を行う

#### 4 第五次総合計画の推進体制

第五次総合計画では、計画の進行管理を行うため成果指標とめざそう値(目標値)を設定し、PDCAサイクルに基づき、48の基本施策に基づく施策点検と事業点検を毎年実施し、次年度の実施計画や予算編成に反映させています。

#### 5 第五次総合計画の課題

平成27年度に職員のワークショップなどを開催し、現行の総合計画の課題と次期総合計画のあり方について検討しました。

職員からは、各分野の個別計画の進行管理との重複や、市民に見てもらえていない、現場の職員が十分に活用できていない、効果検証をしっかり行うことが重要などの課題が挙げられました。

#### 6 その他

平成23年の地方自治法の改正により、「基本構想の策定義務」と「議会の議決要件」がなくなり、基本構想を策定するか否かと、策定した場合の議会の議決の必要性は、それぞれの市町村の裁量に委ねられることとなりました。

参考：改正前の地方自治法第2条第4項

市町村は、その事務を処理するに当たっては、議会の議決を経てその地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を定め、これに即して行うようにしなければならない。

## II 次期総合計画について

### 1 策定に向けての基本的な考え方

- (1) 基本構想の法的な策定義務はなくなったが、今後も引き続き、長期的な市の将来像及びその実現に向けた基本目標を掲げる基本構想を始め、その基本構想を実現するための中長期的な行政運営の基本的方針、重点施策等を含む今後のまちづくりの指針を策定する。
- (2) 基本構想は、これからのまちづくりにおいて、本市に関わる全ての人々にとって非常に重要であるため、基本構想の策定又は変更をする場合は、引き続き、議会の議決を必要とする。
- (3) 幅広い市民の参加を経て策定するとともに、市民と共有できるものとする。
- (4) 職員の業務執行の指針となるものとし、計画の実現性の確保と事務の効率化を図るため、PDCAサイクルを確立し、効果検証をするとともに、各分野の個別計画との関連性を精査する。

### 2 策定期間

平成28年度から平成29年度までの2年間

### 3 市民意見の反映

より多くの市民意見を計画に反映させるため、「地域に出向く」、「多様な市民の声を聞く」をキーワードに、これまでの市民参加の手法を発展させ、次のとおり実施します。

- (1) 市民ワークショップ「TALK&CAFE」  
地域の魅力や課題、「こんなまちにしたい」という思いを話し合う市民ワークショップを、市内7か所で開催します。



(2) 小中学校での出張授業等

市の現状や課題を学び、今後のまちづくりに必要なことなどを考える出張授業「春日井みらい教室」や、中学校美術部による作品制作などを行います。



(3) 市民活動団体等へのグループインタビュー

市内で活動する市民活動団体やグループ等に「こんなまちにしたい」という思いを聞き取りします。

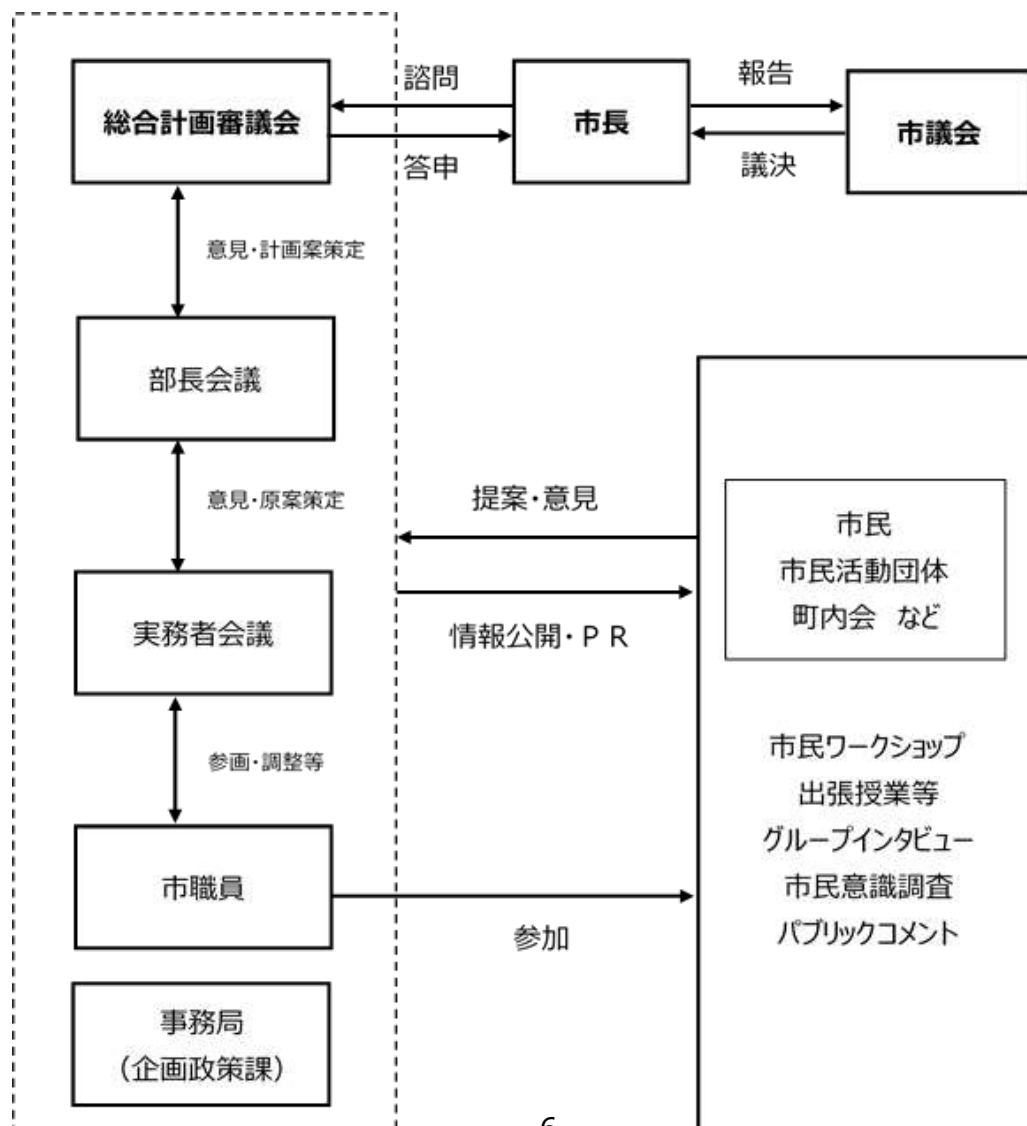
(4) 市民意識調査（アンケート）

第五次総合計画の検証と次期総合計画の策定に向けて、無作為抽出による市民12,000人と小中学生を対象とした市民意識調査を実施します。

(5) パブリックコメント

基本構想案や基本計画案に対する市民意見を公募します。

#### 4 策定体制



5 次期総合計画策定スケジュール

項目	平成28年度									平成29年度												
	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
全体スケジュール	第五次総合計画(平成20~29年度)																					
				基本構想骨子案						基本構想中間案						基本構想案						
					● 策定方針					基本計画骨子案						基本計画中間案						基本計画案
	市民意見聴取(総合計画審議会・市民意識調査・グループインタビュー・ワークショップなど)																					
議会	委員会				● 市民参加報告				● 基本構想骨子案				● 市民参加報告 基本計画骨子案	● 基本構想中間案				● 基本構想案 基本計画中間案				● 基本計画案
	本会議					● 根拠条例審議												● 基本構想審議				
審議会	総合計画審議会	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦														
市民意見の聴取等	市民意識調査	→ 配付・回収		→ 集計・分析																		
	グループインタビュー	→ 随時実施																				
	ワークショップ	●	●	●	●	●	●	-----→														
	出張授業・作品制作等	→ 小中学校																				
	パブリックコメント															● 基本構想案						

次期総合計画策定